



令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 三輪唯夫ほか3名

被控訴人兼控訴人 岐阜県

被控訴人 国

証拠申出書に対する意見書

令和5年9月15日

名古屋高等裁判所民事第2部De係 御中

被控訴人国指定代理人

- 長尾 武 明
- 長尾 正 樹
- 木村 美 香
- 井澤 雄 介
- 高橋 賢 二
- 嶺 翔 士
- 天野 豪
- 栗野 将 彰

被控訴人国は、本意見書において、一審原告らが2023（令和5）年6月30日付け証拠申出書（以下「一審原告ら証拠申出書」という。）による証拠申出のうち、証人高橋清孝（高橋氏）及び原和也（以下「原氏」といい、高橋氏と併せて「原ら」という。）の証拠申出に関して意見を述べる。

なお、略語の表記は、本書面において新たに定義するほか、被控訴人国の従前の例及び令和5年9月15日付け訴えの変更申立てに対する意見書の例による。

1 意見の趣旨

一審原告らの申請に係る原らの証拠申出については、原審で不採用とされた一審原告らの証拠申出と同様、いずれも不適法な証拠申出である上、尋問を実施する必要性はなく、相当性もないため、却下されるべきである。

2 意見の理由

(1) 裁判所が当事者からの証拠の申出に基づいて証拠調べの必要性を判断するためには、証明すべき事実が特定していなければならないので、証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならないとされ（民訴法180条1項）、その特定方法として、①証明すべき事実及び②証明すべき事実と証拠との関係を具体的に明示することが求められている（民事訴訟規則99条1項）。したがって、各種の証拠申出には、①立証事項、②証拠方法、③前記両者の関係の三つの事項を明示すべきこととなる（秋山幹男ほか著・コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕77ページ）、立証事項の明示（一定の具体的事実主張）のない証拠申出は、立証すべき具体的事実主張を欠くため、相手方当事者（又は第三者たる証人若しくは証拠物の所持者等）は、その防御権を侵害されるおそれがあり、裁判所においても審理の効率を妨げられるほか、当該証拠方法の重要性を判断することもほとんど不可能となることから、そのような申出は、具体的事実主張を探し出すため濫用的な証拠申出にすぎないとされ、模索

的証明の名のもとに不適法とされている（兼子一ほか・条解民事訴訟法〔第2版〕1043ページ）。

- (2) 原審における経過をみると、一審原告らは、原審裁判所から具体的事実に基づく主張を行った上で請求を特定するよう再三にわたり求められていたにもかかわらず、「警察庁警備局が保有する原告らに関する一切の情報」が抹消を求める対象であるなどとして請求を特定せず、それらの情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、そのような情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかなどの具体的事実に基づいた主張も一切しなかった。

その結果、原判決は、「原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない」（原判決40ページ）として、個人情報抹消請求に係る一審原告らの訴えは特定性を欠く不適法なものであると判示した。

さらに、控訴審においても、一審原告らは、具体的事実を伴わない独自の見解のみに依拠して作為の対象は十分特定できているなどとの主張に終始し、未だその請求対象の特定には至っていない。

- (3) その上で、一審原告らは、一審原告ら証拠申出書における原氏に係る立証趣旨につき、「警察庁警備局が、本件情報交換会でシーテック社に提供した情報を含めた原告らの個人情報を保有していること」（一審原告ら証拠申出書第3の2(2)・11ページ）などとして、結局は、一審原告らに関するありとあらゆる個人情報を警察庁警備局が保有しているかという極めて抽象的な内容としており、かつ、尋問の必要性についても、一審原告らの独自の見解に基づく単なる憶測に依拠してなされた主張を前提にしたものであるといわざるを得ない。

これらのことからすれば、一審原告らによる原らの証拠申出は、具体的事実

主張を探し出すため濫用的に行われた模索的証明そのものであることは明らかである。

- (4) なお、模索的な証明であっても、例外的に許容される場合として、証拠調べが実施されれば具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいは更に具体的な特定の事実主張の立証まで可能になるであろうとの十分な手掛りが認められるときが挙げられるが（兼子ほか・前掲条解民事訴訟法1043及び1044ページ）、以下述べる通り、原らの証拠調べを実施したとしても、一審原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になるであろう手掛かりが示されることはない。

すなわち、被控訴人国は、原審被告国第4準備書面第2の1（2及び3ページ）で述べたとおり、警察が、いつ、どのように情報を収集、保有しているかといったことが外部に明らかになれば、今後の警察の情報収集活動自体が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるから、警察庁警備局が一審原告らの個人情報と保管（保有）しているか否かについては個別に認否をしていない。

さらに、原審において、一審原告らがした、岐阜県警察の警察官に係る証拠申出について、岐阜県警察の監督官庁である岐阜県警察本部長は、令和3年3月16日付け「民事訴訟法191条1項の承認について」により、上記被控訴人国による認否留保の理由と同様の理由で一部の尋問事項に係る承認を拒絶した。

これらの経緯からすれば、原らに対する尋問事項のうち、原らに係る経歴等（高橋氏について1①、原氏について①（一審原告ら証拠申出書別紙尋問事項第7の1及び第8・26及び27ページ））以外は、「職務上の秘密」に関する尋問事項に該当するものとして、監督官庁の承認（民訴法191条1項）が得られない可能性が極めて高く、仮に裁判所が原らの証人尋問を採用決定したとしても、原らは、上記経歴等に関する尋問事項を除いては証言を拒むことが

見込まれる（同法197条1項）。

したがって、原らに係る証拠申出について模索的な証明が許容されるような事情は一切認められないのであるから、いずれにしても不適法な証拠申出であることは明らかである。

- (5) また、一審原告らは、原審において不採用とされた大石警備局長らの証拠申出に代わり、控訴審において原らの証拠申出をするものであるが、その内容は、現在の警察庁警備局長として大石警備局長が原氏に変わっただけで、立証趣旨等について本質的に何ら変わるところはないから、本訴が控訴審に係属した後、遅くとも控訴理由書が陳述された第1回口頭弁論（令和4年8月31日）の時点で、一審原告ら証拠申出書と同様の証拠申出書を提出し、本件申出と同様の申出をすることは十分に可能であった。そうであるにもかかわらず、一審原告らは、第1回口頭弁論以降も、本件申出をしなかったどころか、一審原告ら証拠申出書を提出した第5回口頭弁論（令和5年7月13日）に至るまでの約11か月にも及ぶ長期間にわたって、個人情報抹消請求に関する主張及び立証を一切行ってこなかったものである。

これらの訴訟経過からすれば、この期に及んで一審原告らが行った原らの証拠申出は、時機に後れて提出した攻撃防御方法として訴訟の完結を遅延させるものであることが明らかであるから、この点においても不適法な申出として却下されるべきである（民訴法297条、157条1項）。

- (6) 以上のとおり、一審原告らによる原らの証拠申出は、いずれも不適法な証拠申出である上、尋問を実施する必要性はなく、相当性もないため、却下されるべきである。

なお、一審原告らは、現在の警察庁警備局長として原氏について証拠申出をしているところ（一審原告ら証拠申出書第3の2(1)・11ページ）、一審原告ら証拠申出書が作成された令和5年6月30日時点で、既に原氏は警察庁警備局長の職を離れており、現職の警察庁警備局長として証言する立場にないこ

と、また、仮に一番原告らが証人を現在の警察庁警備局長に訂正したとしても、不適法な証拠申出である上、尋問の必要性・相当性がないとの結論に変わりはないことを付言しておく。

以 上